



# 鳥取県公報

平成 19 年 10 月 19 日(金)  
第 7 9 3 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (878) (福祉保健課) . . . . . 2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (879) (東部総合事務所県民局) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業者の廃止 (880) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (881) (〃) . . . . . 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (882) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (883) (〃) . . . . . 4
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (884) (〃) . . . . . 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (91) . . . . . 5
◇ 調達公告	制限付一般競争入札の実施 (河川課) . . . . . 5
	一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第 878 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人仁厚会	倉吉市山根43	認知症高齢者グループホームしかの	鳥取市鹿野町今市80	認知症対応型共同生活介護	平成 19 年 9 月 1 日
株式会社鳥取介護サービス	鳥取市国安959-3	株式会社鳥取介護サービス	鳥取市国安959-3	訪問介護	平成 19 年 10 月 1 日
社会福祉法人日翔会	日野郡日野町根雨730	デイサービスかじか荘	日野郡日野町根雨899-1	通所介護	〃

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社ベルセース	鳥取市千代水四丁目1	株式会社ベルセース	鳥取市千代水四丁目1	介護予防訪問介護	平成 19 年 9 月 1 日
医療法人仁厚会	倉吉市山根43	認知症高齢者グループホームしかの	鳥取市鹿野町今市80	介護予防認知症対応型共同生活介護	〃
株式会社鳥取介護サービス	鳥取市国安959-3	株式会社鳥取介護サービス	鳥取市国安959-3	介護予防訪問介護	平成 19 年 10 月 1 日
社会福祉法人日翔会	日野郡日野町根雨730	デイサービスかじか荘	日野郡日野町根雨899-1	介護予防通所介護	〃

### 3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根 55	居宅介護支援センター・サンテリオン	倉吉市山根 55-233	平成 19 年 10 月 1 日

## 鳥取県告示第 879 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 19 年

12 月 10 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 19 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

1 申請のあった年月日

平成 19 年 10 月 10 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人にこにこファーム

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

井上 早苗

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市津ノ井 264-19

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、知的障害者・精神障害者・身体障害者に対して、農業・菓子製造販売等に関する事業、企業・官公庁等の受託作業等その他のさまざまな活動等を行う。それらの事業活動を通して職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援し、障害者をはじめあらゆるひとびとが幸福である社会の実現に寄与することを目的とする。

**鳥取県告示第 880 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 19 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人和みの郷 理事長 北村和夫	鳥取市古海476	在宅支援はうす和みの郷	鳥取市立川町五丁目141-7	通所介護	平成19年9月30日

**鳥取県告示第 881 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 19 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
----------------	----------------	------------------------	-------------------------	-------------	-------

特定非営利活動 法人和みの郷 理事長 北村 和夫	鳥取市古海476	在宅支援はうす和 みの郷	鳥取市立川町五丁 目141-7	介護予防通所 介護	平成19年9 月30日
-----------------------------------	----------	-----------------	--------------------	--------------	----------------

**鳥取県告示第 882 号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 19 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び 代表者の氏名）	住所（主たる事 務所の所在地）	居宅サービス事 業を行う事業所 の名称	居宅サービス事業 を行う事業所の所 在 地	居宅サービス の 種 類	指定年月日
有限会社イージー 取締役 河本 光司	東伯郡北栄町国 坂125-17	ゆずの里訪問介 護	倉吉市関金町関金 宿304-1	訪問介護	平成19年10月 5日

**鳥取県告示第 883 号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 19 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び 代表者の氏名）	住所（主たる事 務所の所在地）	介護予防サービ ス事業を行う事 業所の名称	介護予防サービ ス事業を行う事業所 の所在地	介護予防サー ビスの種類	指定年月日
有限会社イージー 取締役 河本 光司	東伯郡北栄町国 坂125-17	ゆずの里訪問介 護	倉吉市関金町関金 宿304-1	介護予防訪問 介護	平成19年10月 5日

**鳥取県告示第 884 号**

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 19 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 トマトの会	東伯郡北栄町北 条島 366-7	ヘルパーステーシ ョントマト	東伯郡北栄町弓 原 340-1	居宅介護、重度 訪問介護	平成 19 年 10 月 1 日

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第 91 号

平成 19 年第 13 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成 19 年 10 月 19 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成 19 年 10 月 23 日（火） 午後 1 時 40 分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
  - (1) 若年層選挙教育シンポジウムの開催について
  - (2) その他

## 調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
  - (1) 調達案件の名称及び数量  
鳥取県防災情報システム点検管理業務 一式
  - (2) 仕様  
入札説明書による。
  - (3) 履行期間  
契約締結の日から平成 20 年 3 月 10 日まで
  - (4) 履行場所  
鳥取市東町一丁目 220 鳥取県土整備部河川課
  - (5) 入札方法  
契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 19 年 10 月 19 日（金）から同年 11 月 16 日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 平成 19 年 10 月 19 日（金）から同年 11 月 16 日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (4) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービスに登録されている者であること。  
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 10 月 25 日（木）午後 4 時まで 4 の（2）の場所に提出すること。
- (5) 国又は地方公共団体が発注した防災情報に係るシステムの点検管理に関する業務を受注し、平成 16 年度以降に完遂した実績を有していること。
- (6) 本業務を遂行できる主任技術者 1 名を配置することができる者であること。
- (7) （6）の主任技術者が国又は地方公共団体が発注した防災情報に係るシステムの点検管理に関する業務を担当し、完遂した実績を有していること。
- (8) 県内に本店又は営業所を有する者であること。
- (9) 県との協力・連携体制を構築できる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県県土整備部河川課

## 4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県県土整備部河川課水政係  
電話 0857-26-7377 又は 7383
- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当  
電話 0857-26-7431、7432 又は 7433
- (3) 入札説明書の交付方法  
入札説明書は、平成 19 年 10 月 19 日（金）から同年 11 月 5 日（月）までの間に鳥取県のインターネットホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/doboku/kasen/tyoutatsu/nyusatsujouhou.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。  
ア 交付期間及び交付時期  
平成 19 年 10 月 19 日（金）から同年 11 月 5 日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで  
イ 交付場所  
（1）に同じ。
- (4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 11 月 16 日 (金) 午後 2 時

鳥取県県土整備部入札室 (鳥取県庁本庁舎 5 階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、参加表明書及び 2 の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 11 月 5 日 (月) 午後 5 時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則 (昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。) 第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱 (昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号) 第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

---

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。) 第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県海洋練習船「若鳥丸」定期検査 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 履行期間

平成 19 年 12 月 11 日（火）から平成 20 年 1 月 14 日（月）まで

## (4) 履行場所

落札者が所有するドライドック（乾船渠<sup>きふな</sup>）

## (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

## (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、車両・船舶及び航空類の船舶部品及び修理に係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 10 月 23 日（火）午後 5 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。

## (3) 平成 19 年 10 月 19 日（金）から同年 11 月 28 日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## (4) 平成 5 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数 200 トン以上の船舶を対象としたこの公告に示した業務と同様の業務について、国又は地方公共団体と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) ドライドック（乾船渠<sup>きふな</sup>）を所有する者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立境港総合技術高等学校

## 4 入札手続等

## (1) 問合せ先

〒684-0043 境港市竹内町 925

鳥取県立境港総合技術高等学校

電話 0859-45-0411

## (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

## (3) 入札説明書の交付方法



(1)の場所で平成 19 年 10 月 19 日(金)から平成 19 年 11 月 21 日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成 19 年 11 月 21 日(水) 午後 1 時 30 分

鳥取県立境港総合技術高等学校応接室

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 11 月 28 日(水) 午前 10 時 30 分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 27 日(火)午後 5 時までとする。)

鳥取県立境港総合技術高等学校応接室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加しようとする者は、2 の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 11 月 26 日(月) 午後 5 時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。)第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号)第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Periodic inspection of the training vessel  
Wakatori maru 1 set
- (2) November 26, 2007 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) November 28, 2007 10 : 30 AM : Time-limit for submission of tenders  
November 27, 2007 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Sakai Sougoujyutsu High School 925  
Takenouchi-cho Sakaiminato-shi 684-0043 Japan TEL : 0859-45-0411